

# 主な減価償却資産の耐用年数表

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表（抜粋）

## <建 物>

構造・用途	細 目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	24 22 20 17 12 15
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	22 20 19 15 11 14
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの 住宅用のもの 飲食店用のもの 延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの その他のもの 旅館用・ホテル用のもの 延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの その他のもの 店舗用・病院用のもの 車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	50 47 34 41 31 39 39 38 31 38
れんが造・石造・ブロック造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用・飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院用のもの 車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	41 38 36 34 30 34
金属造のもの	事務所用のもの 骨格材の肉厚が、（以下同じ。） 4 mmを超えるもの 3 mmを超える、4 mm以下のもの 3 mm以下のもの 店舗用・住宅用のもの 4 mmを超えるもの 3 mmを超える、4 mm以下のもの 3 mm以下のもの 飲食店用・車庫用のもの 4 mmを超えるもの 3 mmを超える、4 mm以下のもの 3 mm以下のもの 旅館用・ホテル用・病院用のもの 4 mmを超えるもの 3 mmを超える、4 mm以下のもの 3 mm以下のもの 公衆浴場用のもの 4 mmを超えるもの 3 mmを超える、4 mm以下のもの 3 mm以下のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用） 4 mmを超えるもの 3 mmを超える、4 mm以下のもの 3 mm以下のもの	38 30 22 34 27 19 31 25 19 29 24 17 27 19 15 31 24 17

## <工 具>

構造・用途	細 目	耐用年数
測定工具、検査工具（電気・電子を利用するものを含む。）		年 5
治具、取付工具		3
切削工具		2
型(型枠を含む)、鍛圧工具、抜抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム・ガラス成型用金型、鋳造用型 その他のもの	2 3
活字、活字に常用される金属	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る。) 自製活字、活字に常用される金属	2 8

## <器 具・備 品>

構造・用途	細 目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）	事務机、事務椅子、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机、いす 陳列だな、陳列ケース 冷凍機付・冷藏機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テーブレコーダーその他の音響機器 冷房用・暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器 氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） カーテン、座ふとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用・接客業用・放送用・レコード吹込み用・劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事・ちゅう房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	年 15 8 5 8 8 5 6 8 5 15 8 5 6 6 4 3 8 3 6 15 8 2 5 15 8
事務機器、通信機器	膳写機器、タイプライター 孔版印刷・印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター、ファクシミリ インターネット、放送用設備 電話設備その他他の通信機器 デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備 その他のもの	3 5 4 5 5 5 5 6 6 10

構造・用途	細 目	耐用年数
アーケード・日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15 8
店用簡易装備		3
電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備 その他のもの	6 15
給排水・衛生設備、ガス設備		15
<車両・運搬具>		
構造・用途	細 目	耐用年数
一般用のもの（特殊自動車・次の運送事業用等以外のもの）	自動車（2輪・3輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの） 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの 2輪・3輪自動車 自転車 リヤカー	年 4 4 5 5 6 3 3 2 4
運送事業用・貸自動車業用・自動車教習所用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあっては積載量が2トン以下、その他ものにあっては総排気量が2リットル以下のもの） 大型乗用車（総排気量が3リットル以上のもの） その他のもの 乗合自動車 自転車、リヤカー けん引車その他のもの	3 5 4 5 5 2 4 4
構造・用途	細 目	耐用年数
看板、広告器具	看板、ネオンサイン、気球 マネキン人形、模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5
容器、金庫	ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塗素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の容器 大型コンテナー（長さが6m以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	6 8 10 7 3 2 5 20
理容・美容機器		5